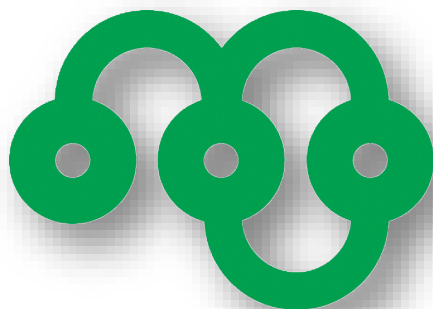


学習等に関する基本情報

学校法人西野学園

札幌リハビリテーション専門学校



- I 学校方針・学校重点施策
教育課程編成方針・学校教育方針
- II 学則
- III 学習等に関する規則

I 札幌リハビリテーション専門学校

学校方針・学校重点施策・教育課程編成方針・学校教育方針

学校方針

本校は、学生と教職員が人と人のつながりの中で、互いの価値観を認め合い、共に育ち共に生きる「共生」を実践し、探究・創造・貢献の心を併せ持つ、医療・福祉・保健の各分野で活躍する人財を育成する。

学校重点施策

1. 職業教育機関として、教育力のさらなる向上を図る
2. 時代の変化に即した、選ばれる学校・学科に向けた取組の実践
3. 専門分野に関する教授力と、医療人育成に向けた支援力のさらなる向上を図る
4. 学生支援とメンタルヘルスを意識した業務改善に向けた取組の実践
5. 職業教育機関として、関係機関と連携した学科の在り方の検討

教育課程編成方針

教育課程の編成にあたっては、教育課程編成委員会での審議を通じて示された関係施設等の要請その他の情報・意見を十分に活かし、実践的かつ専門的な職業教育を実施するにふさわしい教育課程の編成に努める。

学校教育方針（3つのポリシー）

<理学療法士科>

理学療法士科では、成長し続ける理学療法士の育成のために、コミュニケーション能力、自己管理能力、問題解決能力の獲得を重点的に取り組み、探究・創造・貢献の3つの心を兼ね備えた医療・福祉・保健分野で活躍できる人財を育成する。

【ディプロマポリシー】

札幌リハビリテーション専門学校 理学療法士科では、教育課程に従い所定の課程を修め、かつ、下記の要件を満たしたものに卒業を認め、高度専門士の称号を与えます。

1. 常に自己啓発に努め、自ら主体的な態度で積極的に行動できる人財
2. 専門分野について積極的に探究し、社会の発展に貢献できる人財
3. 生命に対する畏敬の念を持ち、医療人として広い視野と豊かな人間性を有する人財
4. 新しい課題に挑戦する豊かな発想と創造力に富み、活力ある人財
5. 地域や臨床に直結し、チームの一員として行動する実践力を持った人財

【カリキュラムポリシー】

「探究する心」「創造する心」「貢献する心」の3つの心を兼ね備えた人財育成を行うために、理学療法士科では以下の方針のもと編成した教育課程に基づく教育を実践します。

1. 1年次においては、各種演習でアクティブラーニングを多く取り入れ、専門職への意識付けを行うと同時に、主体的に学ぶ意欲を高め専門教育へのスムーズな移行を行います。
2. 特に2,3年次において、講義に加え演習・実習を多く取り入れ、知識（「わかる」）と技術（「できる」）を融合させ、修学に必要な専門能力を高めます。
3. 特に3,4年次において、充実した臨床実習を行うため、実習前後で実践に即した技術習得と臨床での思考過程の学習を行い、実践力と創造力を向上させます。
4. どの年次においても、各種演習や他学年との交流をとおして、他者を思う精神や広い視野と豊かな人間性の基礎力を身に付けさせます。
5. どの年次においても、ソーシャルスキル、各種基礎演習等をとおしてコミュニケーション能力を高め、社会の一員として他者と関り協調できる能力を向上させます。

【アドミッションポリシー】

理学療法士科では3つの心を育むため「主体性」「専門性」「人間性」「創造性」「協調性」を獲得するため、自らが目標に向かい努力できる人を求めます。

1. 自らの行動に責任を持ち、物事に計画的に取り組める人
2. 修学する専門領域に対し探究心と向上心を持ち学習することができる人
3. 医療に携わる者として自らの心を律し、人間の尊厳を重んじることができる人
4. 専門分野の発展に貢献する目的意識を持ち、新しい課題に挑戦することができる人
5. コミュニケーション能力を向上させ、積極的に他者と関わり理解しようと努力できる人

<作業療法士科>

作業療法士科では、よりよい人間関係に支えられた意欲的な学習集団づくりと個の育成にも力を注ぐ教育を推進し、多様な価値観を認め合い、共に生きるための力を育み、学生一人ひとりが「探究・創造・貢献」の3つの心を兼ね備えた地域に貢献できる人財を育成する。

【ディプロマポリシー】

札幌リハビリテーション専門学校 作業療法士科では、教育課程に従い所定の課程を修め、かつ、下記の要件を満たしたものに卒業を認め、高度専門士の称号を与えます。

1. 作業療法の専門知識や幅広い教養と倫理観を身に付け、広い視野ならびに豊かな人間性を身に付けている人
2. 常に自己啓発に努め、自ら主体的な態度で積極的に専門分野を探究する人
3. 新しい課題に挑戦する豊かな発想と創造力に富み、活力ある人
4. 医療・保健・福祉分野の専門職として最新の必要知識を身に付け、地域社会に貢献する人
5. チームの一員として作業療法士の役割と責任が理解でき、自ら進んで作業療法の役割を果たす行動力を身に付けた人

【カリキュラムポリシー】

カリキュラムは基礎科目、専門基礎科目、専門科目と横断的・縦断的な編成となっており、高度な実践力を持つ専門家を育成するため卒業まで系統的な指導を実施します。「探究・創造・貢献」を教学理念に掲げ、学生一人ひとりに合った学習機会や場を柔軟に提供し、アクティブラーナー（主体的な学び手）となるための能力を育成し、他職種や周囲の人々との連携力、調整力の強化を図れるよう、以下の方針のもとに札幌リハビリテーション専門学校 作業療法士科の特色を生かした教育課程にもとづく教育を実践します。

1. 本校では、講義・演習・実習を中心に、アクティブラーニングを重視した授業を行っています。また、教員が学生と関わる時間を多くし、個別性を大切にして、学生の”わかる”や”できる”につながる支援をします。
2. 1年次では、基礎科目と医学の基礎などの専門基礎科目により、作業療法士を目指すための土台を育成します。また、作業療法を具体的に知るための臨床見学実習を行い、その中で、ソーシャルスキルの向上を図ります。
3. 2年次では、成人としての自覚を持ち、作業療法の興味や自分の適性に気づくことと、作業療法という視点から人をみる力（評価力）を育成します。
4. 3年次では、早期から国家試験の準備を進めるとともに、質の高い臨床実習を通じて作業療法士としての将来像を築いていきます。また、職業人としてのマネジメント力や仲間との協力により課題を成し遂げる力を育成します。
5. 4年次では、作業療法実践のための理論や技法を活用し、エビデンスを意識した支援ができるように、自分の作業療法士としてのビジョンを持ち、生涯に渡り作業療法を追求する姿勢・探究する姿勢を育成します。
6. 教育評価において、学年毎の到達目標を明確にし、評価基準を明示します。多様できめ細かな評価の実践のため定期試験のみならず、学習ポートフォリオ、ルーブリック評価、OSCEを導入しています。また、演習・実習やグループワークでは課題への取り組み方や、発表内容も評価の対象にするなどして、高度専門士としての質を高めていきます。

【アドミッションポリシー】

札幌リハビリテーション専門学校 作業療法士科は、作業療法士に興味や関心をもち、将来なりたいと強く思う人を求めている、高校時代の学びを十分に活かしながら、「探究・創造・貢献」の教学理念の実践に向けて努力する人を求めます。

1. コミュニケーションを大切にする人
2. 主体的に学ぶ姿勢・意欲を持って取り組もうとする人
3. 物事を様々な視点からとらえ、柔軟に考えようとする人
4. 多様な価値観を理解し、他者と協力しようとする人
5. 人の健康や幸福、日常生活を豊かにすることに興味を持ち、地域に貢献しようとする人

II 学則

札幌リハビリテーション専門学校学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、学校教育法に基づき医療技術の教育を基底とし、著しい技術革新に対応するために必要な知識と技能を修得させ、併せて豊かな人間性を養い、社会に有能な人材の育成を通し、地域社会の建設と人類の福祉に貢献することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、札幌リハビリテーション専門学校と称する。

(位 置)

第3条 本校は、札幌市中央区北4条西19丁目1-3におく。

(自己点検、自己評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、学科、修業年限、収容定員、在学年限

(課程、学科、修業年限、収容定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに収容定員は、次のとおりとする。

分野	課程	学 科	昼夜 の別	修業 年限	収 容 定 員 (人)					学級数
					第1 学年	第2 学年	第3 学年	第4 学年	合 計	
医療	専門	理学療法士科	昼間	4年	40	40	40	40	160	4
医療	専門	作業療法士科	昼間	4年	40	40	40	40	160	4
合 計									320	8

2 一つの授業科目について同時に授業を行う学生の数は、40人を標準とする。

(在学年限)

第6条 学生は、前条の規定により定められた修業年限の2倍に相当する期間を超えて在学することができない。ただし、休学期間はそれを算入しない。

第3章 学年、学期及び休業日等

(学年、学期)

第7条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前期	4月1日から9月30日まで
後期	10月1日から3月31日まで

(休業日)

第8条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 夏季休業日(25日間を標準とする)
- (4) 冬季休業日(25日間を標準とする)
- (5) 春季休業日(20日間を標準とする)
- (6) 創立記念日

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更し、若しくは休業日に授業を行うことができる。
- 3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程、授業時数、単位時間)

第9条 本校の教育課程及び単位数は別表第1のとおりとする。

2 別表第1に定める授業時数の1単位時間は、45分とする。

(授業の開始及び終了)

第10条 授業の開始及び終了の時刻は、校長が別に定める。

(履修、修得)

第11条 本校の学生は、別表第1に定める教育課程のすべての授業科目を履修しなければならない。

- 2 履修の認定は、当該科目の授業時数の80%以上の出席をもってする。但し、資格取得のために指定された特定の科目についてはこの限りでない。
- 3 履修した科目の評定が『可』以上のとき、その科目を修得したものとする。

(試験等の実施)

第12条 試験等は、教育課程の定めるところにより履修が認定された科目に対して実施する。

2 試験の実施に関する事項は別に定める。

(学習の評価、評定)

第13条 評価は、試験（論文を含む）の成績、平素の学習状況等を総合的に勘案して行う。

2 成績評定は、秀、優、良、可、不可の5段階とし、『可』以上を合格、『不可』は不合格とする。

(進級、課程修了、卒業)

第14条 校長は、教育課程に定める各学年の履修すべき科目のすべてを修得した者に対して、学年の進級及び課程の修了を認定する。ただし、評定「不可」の単位数に応じ、仮進級により再履修を行うことがある。

2 本校所定の修業年限以上在学し、課程を修了した者には、卒業証書（別記第1号様式）を授与する。

(称号の授与)

第15条 前条により課程を修了した者には、高度専門士の称号を授与する。

(教職員組織)

第16条 本校に校長、教員、助手、事務職員、その他必要な教職員を置く。

2 本校の円滑な運営を図るために、教職員会議、入試選考会議、進級認定会議、卒業認定会議を設置する。

3 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督するほか、必要に応じて他の会議や委員会等を設置することができる。

第5章 入学、休学、退学及び除籍

(入学時期)

第17条 本校の入学時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第18条 本校の入学資格は次のとおりとする。

学校教育法第90条の規定により大学に入学することができる者。

(出願手続)

第19条 本校に入学を志願する者は、本校指定の期日までに、本校所定の書類に入学検定料を添えて校長に提出しなければならない。

2 外国人は、前項に加えて在留カードまたは特別永住者証明書を提出しなければならない。

(入学者の選考)

第20条 前条の手続きを終了した者に対して、別に定めるところにより、選考を行う。

- 2 選考による合格者の決定は、入学者選考会議を経て校長が行う。

(入学手続き及び入学許可)

第21条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学金を納付しなければならない。

- 2 校長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。
- 3 入学の許可を受けた者は、所定の期日までに本校所定の書類を提出しなければならない。

(入学許可の取消し)

第22条 校長は、正当な理由がなく、前条に規定する入学手続きをしない者に対し、入学の許可を取り消すことができる。

(転入学、編入学)

第23条 転入学、編入学は、これを認めない。

(休学)

第24条 学生が疾病、その他やむを得ない理由により、90日以上修学することができない場合は、その事由を記載した所定の休学願を提出して、校長の許可を受けなければならない。ただし、疾病による場合は医師の診断書を添えるものとする。

- 2 休学期間は、1年を超えてはならない。ただし特別な事情がある者には、引き続き休学を許可することがある。
- 3 学生が心身の故障のため、長期の休養を要すると認められたときは、校長は休学を命ずることがある。
- 4 休学者は、休学期間に応じた在籍料を納めなければならない。
- 5 休学者は、休学期間中の授業料を免除する。ただし、途中で復学した者は、復学した日の属する期の授業料等を納めなければならない。
- 6 学生が休学期間満了後もなお復学出来ないときは、校長は退学を命ずることがある。

(復学)

第25条 休学理由が消滅した場合、休学期間中であっても校長の許可を受けて復学することができる。また、休学期間が消滅した場合は、直ちに復学願を提出しなければならない。

(退学)

第26条 退学をしようとする者は、その事由を記載した所定の退学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第27条 校長は、次の各号のいずれかに該当する者を、教職員会議の議を経て除籍することができる。

- (1) 長期にわたる欠席又は病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者。
- (2) 正当な理由がないのに授業料等の納付を怠り、督促をしてもなお納付しない者。
- (3) 定められた在学期間を経過した者。
- (4) 死亡した者、又は行方不明の者。

第6章 入学金及び授業料等

(納付金)

第28条 本校の入学金、授業料等は、別表第2のとおりとする。

(授業料等の納入)

第29条 学生がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料等を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 学生が授業料等の納入を怠ったときは、保証人（父母等）が代納しなければならない。

(納付金の不還付)

第30条 授業料等の既納の納付金は、納付後いかなる理由があっても返還しない。

(教材費等)

第31条 教材費等は実費を徴収する。

(校友会費等)

第32条 校友会活動等に要する費用で、その徴収の委託を受けたものについては、授業料等と同時に徴収することがある。

第7章 賞 罰

(褒 賞)

第33条 学生が成績、性行ともに優れ、他の模範となる者について褒賞することができる。

(懲 戒)

第34条 校長は、本校の規則に違反したり、本校の学生の本分に反する行為があった場合などにおいて、教育上必要と認められる場合には、学生に対し懲戒を加えることができる。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項に規定する退学は、次の各号に該当する場合にこれを命ずる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第8章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第35条 本校は、専修学校教育のほか附帯教育事業として、次の教育を行う。

目 的	態 様	修業期間	収容定員
本校が設置する学科の施設・設備・教員の能力・経験等、本学の豊富な教育ノウハウを本科生のみならず広く一般に開放することにより、生涯学習のニーズの高まりに応えることを目的とする。	介護職員養成研修講座	3ヶ月	40名
	ワーカー受験対策講座	3ヶ月	40名
	就職教養講座	3ヶ月	40名
	生活教養講座	3ヶ月	40名
	ボランティア講座	3ヶ月	40名
	ビジネススマンキャリアアップ講座	3ヶ月	40名

2 附帯教育事業に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 そ の 他

(健康診断)

第36条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第10章 雑 則

(施行細則)

第37条 この学則の実施についての細則は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成13年 4月 1日から実施する。
- 2 第15条に規定する別記第1号様式は、専門士に関する推薦申請を平成16年7月に行い、平成16年度の卒業生より適用する。
- 3 この学則は、平成16年 4月 1日から実施する。
(学則の文言の統一等)
- 4 この学則は、平成17年 4月 1日から実施する。
(カリキュラムの変更)
- 5 この学則は、平成18年 2月 1日から実施する。
(高度専門士の称号付与)
第18条に規定する別記第1号様式は、平成17年12月9日文部科学省告示第170号により、高度専門士に関する称号付与が認められたので、平成17年度の卒業生より適用する。
- 6 この学則は、平成18年 4月 1日から実施する。
(授業料等の変更、カリキュラムの変更及び学則条文の整理)
- 7 この学則は、平成20年 4月 1日から実施する。
(カリキュラムの変更)
- 8 この学則は、平成21年 4月 1日から実施する。
(学則条文の整理)
- 9 この学則は、平成22年 4月 1日から実施する。
(カリキュラムの変更)
- 10 この学則は、平成25年 4月 1日から実施する。
(授業料等の変更)
ただし、平成25年3月31日以前に入学した学生については、第29条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 11 この学則は、平成26年 4月 1日から実施する。(附帯教育事業の変更)
- 12 この学則は、平成28年 4月 1日から実施する。
(学習の評価、評定及び出願手続の変更)
ただし、平成28年3月31日以前に入学した学生については、第14条第2項の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 13 この学則は、平成29年 4月 1日から実施する。
(カリキュラム、卒業証書別記第1号様式の変更)
ただし、平成29年3月31日以前に入学した学生については、第9条第1項の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 14 この学則は、平成29年 4月 1日から実施する。
(カリキュラム、学習の評価、評定及び出願手続、納付金の変更)
ただし、令和2年3月31日以前に入学した学生については、第9条第1項の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 15 この学則は、令和 2年 4月 1日から実施する。
(カリキュラムの変更、学習の評価、評定及び出願手続、納付金の変更)
ただし、令和2年3月31日以前に入学した学生については、第9条第1項の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 16 この学則は、令和 4年 4月 1日から実施する。(授業料等の納入の変更)
- 17 この学則は、令和7年4月1日から実施する。
(教職員の組織、運営の変更、休学の変更、納付金の変更)
ただし、令和7年3月31日以前に入学した学生については、第25条第4項の規定、第29条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 18 この学則は、令和8年4月1日から実施する。(単位制移行に伴う変更)
ただし、令和8年3月31日以前に入学した学生については、従前の規定を適用する。

別表第1(第9条関係) 教育課程

医療分野 専門課程 理学療法士科(昼間)

教育内容	授業科目	区分	必・選	1年次	2年次	3年次	4年次	合計	
								単位数	時間数
基礎分野	科学的思考の基盤	物理学	講義	必修	2			2	30
		情報科学と処理	演習	必修	2			2	60
		法学	講義	必修	2			2	30
		心理学	講義	必修	2			2	30
	人間と生活	ソーシャルスキルⅠ	演習	必修	1			1	30
		ソーシャルスキルⅡ	演習	必修	2			2	45
		ソーシャルスキルⅢ	演習	必修	2			2	60
		ソーシャルスキルⅣ	演習	必修				1	30
		体育	実技	必修	2			2	60
		文章表現法	講義	必修	2			2	30
社会の理解	医療英語	講義	必修	2			2	30	
	社会学	講義	必修	2			2	30	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	解剖学Ⅰ	講義	必修	2			2	30
		解剖学Ⅱ	講義	必修	2			2	30
		身体運動機能学Ⅰ	講義	必修	4			4	60
		身体運動機能学Ⅱ	講義	必修	2			2	30
		身体運動機能学演習	演習	必修			1	1	30
		生理学Ⅰ	講義	必修	2			2	30
		生理学Ⅱ	講義	必修	4			4	60
		生理機能演習	演習	必修			1	1	30
		運動学	講義	必修			2	2	30
		運動学実習	実習	必修			2	2	60
	人間発達学	講義	必修	2			2	30	
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	疾患の成り立ち	講義	必修			1	1	15
		薬の作用と救急対応	講義	必修			1	1	15
		臨床心理学	講義	必修			2	2	30
		内部障害学Ⅰ	講義	必修			1	1	15
内部障害学Ⅱ		講義	必修			1	1	15	
運動器障害学Ⅰ		講義	必修			1	1	15	
運動器障害学Ⅱ		講義	必修			1	1	15	
神経障害学Ⅰ		講義	必修			1	1	15	
神経障害学Ⅱ	講義	必修			1	1	15		
保健医療福祉とリハビリテーションの理念	地域福祉概論	講義	必修	2			2	30	
	人間工学	講義	必修			2	2	30	
	リハビリテーション概論	講義	必修	1			1	15	
	基礎理学療法学	理学療法概論	講義	必修	2			2	30
		理学療法概論演習	演習	必修	2			2	45
		研究方法論	講義	必修			2	2	30
		理学療法研究	演習	必修			2	2	60
理学療法障害学		講義	必修			2	2	30	
理学療法総合演習Ⅰ		演習	必修	2			2	60	
理学療法総合演習Ⅱ		演習	必修			2	2	60	
理学療法総合演習Ⅲ	演習	必修			1	1	30		
理学療法総合演習Ⅳ	演習	必修				3	90		
理学療法文献読解	講義	必修			1	1	15		
理学療法管理	理学療法管理	講義	必修				2	30	
	理学療法基礎評価学	講義	必修	2			2	30	
	理学療法基礎評価学実習	実習	必修			1	1	45	
	医療情報評価学	講義	必修			2	2	30	
	運動器障害理学療法評価法	演習	必修			1	1	30	
	中枢神経障害理学療法評価法	演習	必修			1	1	30	
	発達障害理学療法評価法	講義	必修			1	1	15	
	内部障害理学療法評価法	演習・講義	必修			1	1	30	
	理学療法評価学総合実習Ⅰ	演習	必修			1	1	30	
	理学療法評価学総合実習Ⅱ	演習	必修			1	1	30	
理学療法治療学	運動療法総論	演習・講義	必修			1	1	30	
	運動器障害理学療法Ⅰ	演習・講義	必修			1	1	30	
	運動器障害理学療法Ⅱ	演習・講義	必修			2	2	45	
	中枢神経障害理学療法Ⅰ	演習・講義	必修			1	1	30	
	中枢神経障害理学療法Ⅱ	演習・講義	必修			1	1	30	
	発達障害理学療法Ⅰ	演習・講義	必修			1	1	30	
	発達障害理学療法Ⅱ	演習・講義	必修			1	1	30	
	内部障害理学療法Ⅰ	演習・講義	必修			1	1	30	
	内部障害理学療法Ⅱ	演習・講義	必修			2	2	45	
	物理療法	演習・講義	必修			2	2	45	
	装具関連理学療法	演習・講義	必修			1	1	30	
	義肢関連理学療法	演習・講義	必修			1	1	30	
	理学療法特論Ⅰ	講義	必修			2	2	30	
	理学療法特論Ⅱ	講義	必修			1	1	15	
	理学療法特論Ⅲ	講義	必修			1	1	15	
日常生活活動学	講義	必修			2	2	30		
理学療法治療学演習Ⅰ	演習	必修			1	1	30		
理学療法治療学演習Ⅱ	演習	必修			1	1	30		
地域理学療法学	地域リハビリテーション	講義	必修			2	2	30	
	地域理学療法学	講義	必修				2	30	
	生活環境学	講義	必修			2	2	30	
臨床実習	臨床見学実習	実習	必修	1			1	45	
	臨床検査実習	実習	必修			1	1	45	
	臨床実習Ⅰ	実習	必修			5	5	225	
	臨床実習Ⅱ	実習	必修				7	315	
	在宅リハビリテーション実習	実習	必修				1	45	
	臨床実習Ⅲ	実習	必修				7	315	
時間数合計				52	38	36	24	150	3,585

別表第1(第9条関係) 教育課程

医療分野 専門課程 作業療法士科(昼間)

教育内容	授業科目	区分	必・選	1年次	2年次	3年次	4年次	合計		
								単位数	時間数	
基礎分野	科学的思考の基盤	基礎生物学	講義	必修	1				1	15
		基礎物理学	講義	必修	1				1	15
		心理学	講義	必修	2				2	30
		法学	講義	必修	2				2	30
		情報科学と処理	演習	必修	2				2	60
		生命倫理学	講義	必修			2		2	30
	人間と生活	ソーシャルスキルⅠ	演習	必修	1				1	30
		ソーシャルスキルⅡ	講義	必修		1			1	15
		ソーシャルスキルⅢ	講義	必修			1		1	15
		体育	実技	必修	2				2	60
		文章表現法	講義	必修	2				2	30
		医療英語	講義	必修	2				2	30
社会の理解	社会学	講義	必修	2				2	30	
	世界の中の日本	講義	必修	2				2	30	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	解剖学Ⅰ	講義	必修	2				2	30
		解剖学Ⅱ	講義	必修	2				2	30
		身体運動機能学Ⅰ	講義	必修	4				4	60
		身体運動機能学Ⅱ	講義	必修	2				2	30
		身体運動機能学演習	演習	必修		1			1	30
		生理学Ⅰ	講義	必修	2				2	30
		生理学Ⅱ	講義	必修	4				4	60
		生理学演習	演習	必修		1			1	30
		運動学	講義	必修		2			2	30
		運動学実習	実習	必修		1			1	45
	人間発達学	講義	必修	2				2	30	
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	疾患の成り立ち	講義	必修		1			1	15
		予防と疾病管理	講義	必修		1			1	15
		臨床心理学	講義	必修			2		2	30
		内部障害学Ⅰ	講義	必修		1			1	15
内部障害学Ⅱ		講義	必修		1			1	15	
運動器障害学Ⅰ		講義	必修		1			1	15	
運動器障害学Ⅱ		講義	必修		1			1	15	
神経障害学Ⅰ		講義	必修		1			1	15	
神経障害学Ⅱ		講義	必修		1			1	15	
精神障害学		講義	必修		2			2	30	
保健医療福祉とリハビリテーションの理念	臨床精神障害学	講義	必修		1			1	15	
	発達障害学	講義	必修		1			1	15	
	言語聴覚障害学	講義	必修		1			1	15	
	リハビリテーション医学	講義	必修	1				1	15	
基礎作業療法学	社会福祉学	講義	必修	2				2	30	
	医療関係法規	講義	必修			1		1	15	
	人間工学	講義	必修		2			2	30	
	リハビリテーション概論	講義	必修	1				1	15	
	作業療法概論Ⅰ	講義	必修	2				2	30	
	作業療法概論Ⅱ	講義	必修	2				2	30	
	作業療法概論Ⅲ	講義	必修			1		1	15	
	基礎作業学	講義	必修	2				2	30	
	基礎作業学実習	実習	必修	2				2	90	
	作業療法研究法Ⅰ	講義	必修		1			1	15	
	作業療法研究法Ⅱ	講義	必修			1		1	15	
	作業療法総合演習	演習	必修			2		2	60	
	作業療法基礎演習Ⅰ	演習	必修		1			1	30	
	作業療法基礎演習Ⅱ	演習	必修			1		1	30	
	作業療法学特論	講義	必修				4	4	60	
作業療法学特論演習	演習	必修				2	2	60		
作業療法管理学	作業療法管理学	講義	必修			2	2	30		
作業療法評価学	身体障害作業療法評価学Ⅰ	講義	必修	1				1	15	
	身体障害作業療法評価学Ⅱ	講義	必修		2			2	30	
	身体障害作業療法評価学実習	実習	必修		1			1	45	
	精神障害作業療法評価学	講義	必修		2			2	30	
	精神障害作業療法評価学実習	実習	必修		1			1	45	
	発達障害作業療法評価学	講義	必修		2			2	30	
	老年期障害作業療法評価学	講義	必修		2			2	30	
	作業療法治療学	身体障害作業療法学	講義	必修			3		3	45
		身体障害作業療法学実習	実習	必修			1		1	45
		運動器障害関連作業療法学	講義	必修		1			1	15
内部障害関連作業療法学		講義	必修		1			1	15	
精神障害作業療法学		講義	必修			3		3	45	
精神障害作業療法学実習		実習	必修			1		1	45	
発達障害作業療法学		講義	必修		2			2	30	
発達障害作業療法学実習		実習	必修			1		1	45	
老年期障害作業療法学		講義	必修			2		2	30	
老年期障害作業療法学演習		演習	必修			1		1	30	
地域作業療法学	日常生活活動学	講義	必修		3			3	45	
	日常生活活動学実習	実習	必修			1		1	45	
	高次脳機能障害作業療法学	講義	必修		2			2	30	
	装具関連作業療法学	講義	必修			2		2	30	
	職業関連作業療法学	講義	必修				1	1	15	
	作業療法各論	講義	必修			2		2	30	
	地域作業療法学Ⅰ	講義	必修	1				1	15	
	地域作業療法学Ⅱ	講義	必修		2			2	30	
	地域作業療法学実習	実習	必修		1			1	45	
	生活環境学	講義	必修		2			2	30	
臨床実習	臨床見学実習	実習	必修	1				1	45	
	在宅リハビリテーション実習	実習	必修		1			1	45	
	臨床実習Ⅰ	実習	必修			5		5	225	
	臨床実習Ⅱ	実習	必修				9	9	405	
特設科目	臨床実習Ⅲ	実習	必修				9	9	405	
	卒業研究Ⅰ	演習	必修			1		1	30	
	卒業研究Ⅱ	演習	必修				2	2	60	
	合計			52	48	33	30	163	3,750	

別表第2（第28条関係）

費 目	理学療法士科	作業療法士科
入学金（入学時）	200,000円	200,000円
授 業 料（年額）	1,640,000円	1,640,000円
入学検定料	25,000円	25,000円

- ※ 授業料は4期（3月、6月、9月、12月）に分けて納入
- ※ 休学在籍料は1期につき15,000円
- ※ 原級留置時の授業料は半額（休学による原級留置は除く）

別記第1号様式（第14条関係）

第 号	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">割 印</div>	<p>令和〇年〇月〇日</p> <p>学校法人西野学園 札幌リハビリテーション 専門学校</p> <p>校長 〇 〇 〇 〇 印</p> <p>卒業証書を授与し 高度専門士 （〇〇〇専門課程）と称することを認める</p> <p>右の者は本校専門課程〇〇〇〇科 （昼間・修業年限〇年）の所定の課程 （平成〇〇年文部科学大臣告示第〇〇〇号 による職業実践専門課程）を修めたので 卒業証書を授与し 高度専門士 （〇〇〇専門課程）と称することを認める</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">校 印</div> <p>卒業証書</p> <p>氏 名</p> <p>平成〇年〇月〇日生</p>
--------	---	---	--

Ⅲ 学習等に関わる規則

1 目的

この規則は、学則および教務規程の定めるところにより、本校の日課、科目の履修・修得、進級および卒業の認定、学習の評価・評定等学習に関わる事項について定める。

2 日課

(1) 日課は、次のとおりとする。

時 限	授業時間帯	時 限	授業時間帯
SHR	9:00 ~ 9:10	3時限	13:10 ~ 14:40
1時限	9:10 ~ 10:40	4時限	14:50 ~ 16:20
2時限	10:50 ~ 12:20	5時限	16:30 ~ 18:00
昼休み	12:20 ~ 13:10		

(2) 事情により授業時間帯を変更することがある。

3 欠席、公欠、遅刻、早退

欠席、遅刻、早退は、次の各号のとおりとし、「欠席届（様式 G06）」「公欠届（様式 G07）」あるいは「遅刻・早退届（様式 G08）」に理由を記入し提出する。なお、欠席届は電子データで提出する。

(1) 授業開始時に不在の場合、当該科目は欠席とする。ただし、授業開始後 15 分以内に出席の時は、遅刻とする。また、授業終了前 15 分以内の退出は早退とする。

(2) 当該科目内での遅刻、早退は、併せて 3 回をもって 1 時限の欠席とする。

(3) 次の理由による場合は公欠とし、出席扱いとする。

ア 学校保健安全法および関係法令の定めに基づく出席停止（学校感染症）

学校保健安全法施行規則に定める期間を出席停止とする。

※出席停止期間終了後、診断書などを添付して所定の「公欠届（様式 G07）」を提出する。

イ 結婚・忌引き・法要等による欠席、遅刻、早退

・結婚 2 親等以内 2 日

・忌引 1 親等（両親） 7 日

2 親等（祖父母、兄弟姉妹） 3 日

3 親等（曾祖父母、おじ、おば） 2 日

・法要 3 親等以内 1 日

※ただし、移動日は、交通手段などの学生の事情により校長が判断し認める。

ウ 諸活動

・資格試験

学校の指定する試験のため必要な日数（移動日を含む）

・就職活動

学校が認めた就職活動のため必要な日数（移動日を含む）

・その他

特に校長が認めた期間

※イ、ウについては、原則として前日までに所定の「公欠届（様式 G07）」を提出する。

エ 交通機関の障害等（災害・事故等）

4 履修

- (1) 学則で定める教育課程のすべての科目を履修しなければならない。
 - (2) 履修は、当該科目の授業時数を満たす時限の 80%以上の出席をもって認定する。なお、学則第 12 条 2 の資格取得のために指定された特定の科目は当面の間設置しない。
 - (3) 当該科目の出席時数が授業時数の 80%に満たない場合、補講により不足時数を補充したとき、その科目の履修を認定する。
 - (4) 補講は、病気療養等による出席時数不足の者が、補講受講願（様式 G09）を提出し、受理されたときに実施する。なお、学外実習については別に定める。
 - (5) 学習の進捗状況などにより、教育課程で定められた以外に補習授業を行なうことがある。
- ※ (2)、(3) については資格取得のために指定された特定の科目についてはこのかぎりではない。

5 補講手数料

補講手数料は、1 科目 1 回につき次のとおりとする。

手数料が納入されないときは、補講を受講することができない。

補講	3,000 円	・授業を病気療養等以外の理由で欠席した場合
	1,000 円	・授業を病気療養等で欠席した場合（診断書等を提出）

6 定期試験

定期試験は、その年次の履修すべき科目について、その科目の履修が認定された者に対して実施する。ただし、科目によっては評価資料（レポート等）をもって替えることがある。

7 追試験

- (1) 追試験は、次の場合により定期試験または追試験を受験できなかった者について、追試験受験願（様式 G10）により実施する。
 - ア 公欠による欠席の場合
 - イ 病気療養等による欠席の場合（医師の診断書等添付）
 - ウ 履修が認定されず定期試験を受験できなかった場合で、補講受講願が受理され、不足時数を補ったとき
- (2) 追試験の科目評定は、定期試験と同様とする。

8 再試験

- (1) 再試験は、次の場合、再試験受験願（様式 G10）により受験の承認を得て実施する。
 - ア 科目の評価が 60 点に達していない場合
 - イ 定期試験または追試験を公欠あるいは病気療養等以外により欠席した場合
 - ウ 再試験を公欠により欠席した場合
 - エ 再試験を病気療養等により欠席した場合（医師の診断書等添付）
- (2) 再試験の実施は原則 1 回とし、再試験により合格した科目の評定は「可」とする。
- (3) 再試験を正当な理由なく欠席した者は、当該科目の認定を認めないことがある。

9 試験の実施時期等

- (1) 試験は、あらかじめ科目名、実施日時・場所を告知および掲示して実施する。
- (2) 定期試験は、当該科目が終了した適切な時期に実施する。
- (3) 追試験・再試験は、定期試験実施後適切な時期に実施する。

10 受験手数料

追試験および再試験の受験手数料は、1科目1回につき次のとおりとする。

手数料が納入されないときは、追試験または再試験を受験することができない。

追試験	有料 (1,000 円)	・定期試験を病気療養等で欠席した場合 (医師の診断書等添付)
	無料	・定期試験あるいは追試験を公欠で欠席した場合 ・履修が認定されず定期試験を受験できなかった場合 で、補講受講願が受理され、不足時数を補ったとき
再試験	有料 (2,000 円)	・科目の評価が 60 点に達していない場合 ・定期試験を公欠または病気療養等以外の理由により 欠席した場合
	無料	・再試験を公欠および病気療養等により欠席した場合 (医師の診断書等添付)

11 試験に係わる注意事項

試験を受ける学生は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 試験場では、監督者の指示に従い不必要なものは携行しない。
- (2) 試験開始後 15 分以上遅刻した者は、試験を受けることができない。
- (3) 試験開始後 30 分を経過しなければ退室することができない。
- (4) レポート等の課題の提出による試験にあっては、提出期限までに提出しない場合は、試験欠席に準じた処置を講ずるものとする。
- (5) 追試験、再試験を受験する場合、受験開始時に受験票（兼領収書）を提示しなければならない。

12 試験に係わる不正行為

受験中に不正行為を行った者の当該科目の評価は 0 点とする。なお、指導措置においては学則第 35 条に則り、懲戒を加えることがある。

13 評価

- (1) 学習成績の評価は、別に定める試験（論文を含む）、または実習・演習などの成績ならびに平素の学習活動全般から得られる評価資料（レポート等）に基づいて総合的に行う。
- (2) 科目の成績の総合評価は、100 点法をもって行う。
- (3) 再試験により 60 点以上の評価を受けたとき、評価点は 60 点とする。

14 評定

- (1) 科目の評定は、秀・優・良・可・不可の 5 段階をもって行う。
- (2) 評定は、総合評価に基づいて、次により 5 段階表示する。

評 定	総 合 評 価
秀	100 点 ～ 90 点
優	89 点 ～ 80 点
良	79 点 ～ 70 点
可	69 点 ～ 60 点
不 可	59 点以下

15 修得

当該科目の履修が認定され、かつ科目の成績評定が「可」以上のとき、その科目を修得したものとす。

16 履修状況等の通知

評定および出席状況等の教育活動の成果は、必要に応じて父母等に通知する。

17 評価平均

評価平均は、当該学年で修得した全ての科目の総合評価の平均である。なお、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで表示する。

18 進級の要件

当該学年の履修すべき科目のすべてを修得し、所定の学校納入金が納められている者に対して学年の進級を認める。

ただし、評定「不可」の単位数によっては仮進級を認め、未修得科目を再履修し、修得した時点で進級を認めることがある。

19 卒業の要件

履修すべき科目のすべてを修得し、所定の学校納入金が納められている者に対して、卒業証書を授与し、高度専門士と称することを認める。

20 原級留置

進級または卒業できない者は、原級に留まり、当該学年におけるすべての科目を改めて履修しなければならない。

21 褒賞

本校の褒賞は次のとおりとし、卒業証書授与式において、賞状を授与する。

- (1) 「学校長賞」 特に品行方正で成績が優秀と認められる者
- (2) 「努力賞」 努力の成果が顕著である者
- (3) 「精勤賞」 修業年限の間で出席率98%以上の者
- (4) その他、成績、性行ともに優れ他の学生の模範になる者